

表4-8 土壤汚染対策法に基づく区域指定

(令和元年11月22日現在)

区域	指定年月日	所在地	面積(m ²)	調査契機	特定有害物質の種類
形質変更時 要届出区域	H18.11.1	福井市坂下町7字向棚田6番地 ほかの一部	5,393	第3条	1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン
形質変更時 要届出区域	H22.11.29	鯖江市御幸町1丁目216-3、 216-4の各一部	64	第3条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H23.10.21	敦賀市鉄輪町1丁目6番8およ び6番63の各一部	174.3	第4条	鉛及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H25.10.11 H26.9.26 (一部追加)	大飯郡高浜町菌部41字中奥田 2番2、15番、16番、17番、18 番、19番1、42字水泓2番1、 3番1、4番1および5番1	9,516.43	第4条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H25.12.13	勝山市村岡町三谷32字11-1お よび11-5の各一部	111.9	第4条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H26.6.6	大飯郡高浜町宮崎64字草無7 番1、8番1、9番	2,710.96	第4条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H26.7.18	大飯郡高浜町宮崎86号16番1、 16番地5、23番地2、23番地5、 23番地6、26番地2、37番地1 の一部、59番地1	7,650	第4条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H27.10.19 H31.2.28 (一部解除)	福井市文京4丁目2301-1、 2301-2、2302-1、2302-2、2303、 2327の各一部	400	第3条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H27.11.18	福井市松本1丁目239番	312.97	第3条	六価クロム化合物 シアン化合物 ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H28.6.8	鯖江市神中町2丁目501番9の 一部	200	第3条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H28.6.8	鯖江市神中町2丁目501番25 の一部	538	第14条	六価クロム化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H28.7.27	福井市花堂1丁目101番地の一 部	400	第14条	鉛及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H29.7.4	三方上中郡若狭町鳥浜55号渡 川34番1、34番2、34番3、35 番、36番、37番、62番、79番	3585.42	第4条	砒素及びその化合物

形質変更時 要届出区域*	H29. 11. 17 H30. 11. 16 (一部追加)	敦賀市若泉町22番の一部、24番、25番の一部、30番、31番、36番、37番の一部、39番の一部、43番の一部、44番の一部、45番の一部、46番の一部、47番の一部、51番の一部、57番の一部、58番の一部および59番の一部	4638. 14	第 14 条	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H30. 8. 31	小浜市駅前町11号称丸1番6、12号流田1番24、17号千軒1番4および8号伊原1番18の各一部	443. 99	第 3 条	鉛及びその化合物
形質変更時 要届出区域	R1. 11. 8	大飯郡高浜町菌部40字西奥田1番1の一部、2番1の一部、3番1、4番1、5番1、6番1、7番1、8番1、9番1、10番1、11番1、12番1、13番1、14番1、15番1、16番1、17番1、18番1、19番1および20番1	18, 801	第 4 条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	R1. 11. 22	坂井市三国町新保97字港7番の一部、坂井市三国町山岸50字港10番の一部	200	第 3 条	鉛及びその化合物
要措置区域	H30. 8. 31	小浜市駅前町11号称丸1番6、12号流田1番24、13号柳原1番21、14号茶木1番17および17号千軒1番4の各一部	2217. 88	第 3 条	クロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン トリクロロエチレン ほう素及びその化合物

(注) *: 自然由来特例区域

(資料: 環境政策課)